

ご存じですか？

# 6月分から住民税が変わります

平成19年度から地方公共団体の自主性、自立性を高め、質の高い住民サービスの提供を実現するため、所得税から個人住民税への3兆円規模の「税源移譲」が実施されます。これにより、6月分から住民税所得割の税率が、課税所得金額に応じた5%、10%、13%の3段階から一律10%に変わります（所得税の税率は、1月から従来の10～37%の4段階から5～40%の6段階に変更）。また、税源移譲による変更のほかにも定率減税の廃止による税額の変更もありますのでご理解をお願いします。

## 「税源移譲」で税負担が増えるの？

「税源移譲」により、6月分から住民税が増えることとなります。しかし、納税者のみなさんの税負担が増えないよう制度設計されていますので、所得税と住民税の合計額は原則変わりません。ただし、収入の増減や所得控除額の変動など、別の要因により実際の負担額は変わることがあります。



納税者の負担合計額

	住民税額	所得税額
【～平成18年】	住民税額	所得税額
【平成19年～】	住民税額	所得税額

負担合計額は原則変わりません。

給与所得者のみなさんの所得税・住民税については、ほとんどの場合今年1月から所得税が減っており、その相当する分について6月から住民税が増えることとなります。

## 定率減税が廃止になると？

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況の改善を踏まえて6月から廃止されます。これにより、住民税の負担額が増えることとなります。

[個人住民税について]

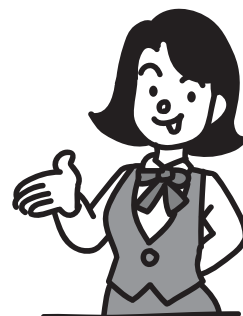
平成17年度分	平成18年度分	平成19年度分～
所得割額の15%を控除 (4万円を上限)	所得割額の7.5%を控除 (2万円分を上限)	廃止

所得税の定率減税については、平成19年1月分から廃止されています。

## ～課税課からお知らせします～

平成19年度（平成18年分所得）の所得・課税証明書は6月1日から発行します。ただし、申告期限内（3月15日）までに申告をしていない場合は、申請の当日に発行できない場合があります。まだ申告がお済みでない人は、早めに申告をお願いします。

事業所や社会保険庁から市へ給与（年金）支払報告書が提出されている人は申告不要です。



- 住民税に関するお問い合わせは課税課（ 1 1 2 3 ）へ -

小学校6年生までの児童をもつみなさんへ

# 児童手当制度のご案内

児童手当制度は、子育て家庭の生活安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上を図ることを目的としています。手当を受けるには保護者が申請（認定請求）し、市の認定を受けなければなりません。忘れずに申請してください。

## ？ 児童手当を受けるには

児童手当を受けるには申請が必要です。申請に基づき審査し、該当する人に児童手当を支給します。

申請した月の翌月分からは支給対象となります。（申請が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。）

児童手当制度の改正のお知らせ  
平成19年4月から3歳未満の支給額（月額）が次のとおり改定されました。なお、3歳以上については支給金額の変更はありません。  
3歳未満...5,000円 10,000円  
受給者のみなさんは、新たな手続きを行う必要はありません。

対象 小学校修了前の児童を養育し、所得が下表の所得制限限度額未満の人

支給額（月額）

- 3歳未満 10,000円
- 3歳以上の第1子・第2子 5,000円
- 3歳以上の第3子以降 10,000円

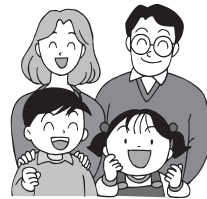
第1子とは、養育する児童（18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童）の順番です。

支給時期 2月、6月、10月の各10日（それぞれの前月分までの手当を支給）

- 持参するもの
- 印鑑（朱肉を必要とするもの）
- 本人確認できるもの
- 申請者名義の金融機関預金通帳（郵便局不可）
- その他、必要に応じて提出する書類（年金加入証明など）があります。

次の要件に該当する人は、早めに申請をしてください。

申請をしたことがない人以前、所得超過等により認定されなかった人で、下表に該当すると思われる人  
厚生年金等加入者（特例給付受給者）が退職したため受給資格が消滅し、その後、再び厚生年金等に加入し、下表に該当すると思われる人



## ？ 児童手当を受給している人は

現在、児童手当を受給している人は現況届の提出が必要です。

現況届は、毎年6月1日における受給者の状況を調査し、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのもので、受給している人には6月上旬に「現況届用紙」を郵送しますので、必ず6月中に提出してください。この届けを提出しないと6月以降の手当が受けられなくなります。

平成19年度所得制限限度額表

扶養親族等の人数	自営業等 (国民年金加入者)	サラリーマン等 (厚生年金等加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円
6人以上	1人につき38万円（老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額	

所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある人についての限度額は、上記の表の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

所得：給与収入の場合は給与所得控除後の金額（事業所得の場合は総収入から必要経費を控除した金額）から法定控除（8万円）および医療費控除等を控除した金額

扶養親族等：税法上の控除対象配偶者および扶養親族

## ？ 届け出の内容が変わったら

次のように、届け出ている内容が変わったときは手続きが必要です。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなったり、さかのぼって手当を返還していただく場合もありますのでご注意ください。

- 他の市区町村に転出するとき
- 出生などにより児童が増えたとき
- 特例給付の受給者が退職し、サラリーマン等でなくなるとき
- 児童と別居したとき
- 公務員になったときなど

## ？ その他の手当について（重複受給可）

### 【児童扶養手当】

離婚・死別等で父親がいないう児童や、父親に一定の障害がある児童を養育している人に支給します。

### 【特別児童扶養手当】

一定の障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給します。

認定されれば申請月の翌月分からの支給となります。

- \* 児童手当等の申請およびお問い合わせは左記へ
- 子育て支援課 1130、総合支所健康福祉課 721
- 331（内線316）